参考　軽微な変更について

※ルートＣに該当する変更については、事前に所管行政庁又は登録建築物省エネルギー性能判定機関から軽微な変更該当証明書の交付を受けた後に、完了検査時に当該証明書を提出する必要があります。

１．建築物のエネルギー消費性能を向上させる変更（ルートＡ）

次のイ～ニまでの変更

イ　建築物の高さ又は外周長の減少

ロ　外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少

ハ　空気調和設備等の効率の向上又は損失の低下となる変更（制御方法等の変更を含む。）

ニ　エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設又は増設

２．一定以上のエネルギー消費性能を有する建築物について、一定の範囲内でエネルギー消費性能を低下させる変更（ルートＢ）

変更前の設計一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）が基準一次エネルギー消費量（その他一次エネルギー消費量を除く。）に比較し、１０％以上少ない建築物エネルギー消費性能確保計画に係る変更のうち、次のイ～ホまでの変更

イ　空気調和設備

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

（イ）外壁、屋根、外気に接する床若しくは窓の平均熱貫流率若しくは窓の平均日射熱取得率の増加（5%を超えない場合に限る。）又は減少

（ロ）熱源機器の平均効率の１０％を超えない低下

ロ　機械換気設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

（イ）送風機の電動機出力の１０％を超えない増加

（ロ）一次エネルギー消費量の算定対象となる床面積の５％を超えない増加（室用途が駐車場又は厨房である場合に限る。）

ハ　照明設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる室用途毎に、単位床面積あたりの照明設備の消費電力の１０％を超えない増加に該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

ニ　給湯設備

一次エネルギー消費量の算定対象となる湯の使用用途毎に、給湯設備の平均効率の１０％を超えない低下に該当し、これ以外の意事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更。

ホ　太陽光発電設備

次の（イ）又は（ロ）のいずれかに該当し、これ以外の事項についてエネルギー消費性能が低下しない変更

（イ）太陽電池アレイのシステム容量の２％を超えない減少

（ロ）パネルの方位角の 30 度を超えない変更又は傾斜角の 10 度を超えない変更

３．建築物のエネルギー消費性能に係る計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更（次のイ～ニまでのいずれかに該当する変更を除く。）（ルートＣ）

<u>※完了検査時に軽微な変更該当証明書の提出が必要な変更</u>

イ　建築物の用途の変更

ロ　基準省令第１条第１項第１号の基準を適用する場合における同号イの基準からロの基準への変更又はロの基準からイの基準への変更

ハ　基準省令第１条第１項第１号ロの基準を適用する場合における一次エネルギー消費量モデル建築物の変更

ニ　基準省令第１条第１項第１号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認から BEST 省エネツール（誘導基準認定ツール）を活用した省エネ性能を有することの確認への変更及び同ツールを活用した省エネ性能を有することの確認から同号イ又はロの規定による省エネ基準への適合の確認への変更

※当該資料は国土交通省が発出した「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行について（技術的助言）（平成 29 年３月 15 日付け国住建環第 215 号）」、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令の規定による共同住宅のモデルを用いた簡易な評価方法の運用等について（技術的助言）（令和２年３月 31 日付け国住建環第 274 号）」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行について（技術的助言）（令和３年１月 29 日付け国住建環第 24 号）」を抜粋して作成しております。